

# エアコン設置工事入札事務に関する調査報告書の概要

## I 事案の経過

平成 30 年度に松川町が実施した小学校 2 校、中学校 1 校のエアコン設置工事に係る指名競争入札において、談合等の不正行為があり町が損害を被ったとして、住民グループから令和元年 12 月 12 日付で住民監査請求が起こされた。

松川町監査委員は、令和 2 年 1 月 14 日付で本請求を不適法として却下した。

その後 1 月 20 日付で、同グループから松川町長に対し、上記入札時に落札業者が提出した工事費内訳書に不審な点があり、町の工事設計金額が漏えいしていることを指摘し、町の見解を求める質問状が送付された。

町としても、指摘された不審点は、極めて不自然であると受け止め、町長の指示を受け、副町長が中心となり談合等の不正行為の有無に関する調査を実施した。

## II 調査内容

### 1 調査対象

①平成 30 年度松川中学校エアコン設置工事（平成 30 年 1 月 23 日執行）

※以下「中学工事」という。

②平成 30 年度松川中央小学校エアコン設置工事（平成 30 年 1 月 23 日執行）

※以下「中央小工事」という。

③平成 30 年度松川北小学校エアコン設置工事（平成 30 年 1 月 23 日執行）

※以下「北小工事」という。

### 2 調査方法

副町長及び補助職員による内部調査チームを編成し調査実施。

#### (1) 関係資料の分析

エアコン設置工事に係る設計図書、予定価格調書、入札書、工事費内訳書等を分析し不正・不適切な行為の有無を確認。

#### (2) 関係者からの聞き取り調査等

ア 業者調査（令和 2 年 2 月 5 日～3 月 26 日）

設計委託業者、入札参加業者等から面接による聴取

イ 職員調査（令和 2 年 1 月 30 日～2 月 17 日）

・当時の理事者、事務担当者、業者選定委員（課局長）から面接による聴取

・担当職員以外の各課局の正規職員全員に書面調査

### Ⅲ 調査結果

#### 【エアコン設置工事の経過】

H30年 10月16日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エアコン設置工事实施設計業務委託入札を行い、設計委託業者決定 中学工事：G社、中央小工事：H事務所、北小工事：I事務所</li> </ul>
17日 ～22日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施設計業務委託契約締結</li> <li>・町の委託業務仕様書において、機器の能力計算設定、形状、単価算出方法等を3校で合わせるよう指示</li> </ul>
11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こども課から、設計業者に概算設計金額の提出を指示（11/12） 指示を受け各設計業者が工事費概算書提出（11/19）</li> <li>・こども課がエアコン設置工事に係る事業費見積、補正予算案作成</li> </ul>
12月4日 20日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・12月議会に3校のエアコン設置工事費に係る補正予算案提出</li> <li>・補正予算可決成立</li> </ul>
12月28日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3校のエアコン設置工事に係る実施設計業務完了</li> <li>・3校のエアコン設置工事の起工伺 設計図書は設計委託業務の成果品をそのまま使用</li> </ul>
H31年 1月4日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業者選定委員会開催</li> <li>3校の工事共通で6者を指名業者に選定 総合建設業2社：A、F 特定建設工事共同企業体（以下「JV」という）4者： B(b1社+b2社)、C(c1社+c2社)、D(d1社+d2社)、 E(e1社+e2社) 入札は①中学工事、②中央小工事、③北小工事の順で、落札者は次入札に参加できない一抜け方式を採用</li> </ul>
1月7日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指名通知発出</li> </ul>
1月23日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3校の工事入札実施</li> <li>①中学工事 応札6者：A【落札】、B、C、D、E、F 落札額：83,700,000円</li> <li>②中央小工事 応札5者：B【落札】、C、D、E、F 落札額：69,120,000円</li> <li>③北小工事 応札4者：C【落札】、D、E、F 落札額：41,040,000円</li> </ul>
1月25日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北小工事契約締結</li> </ul>
1月29日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中学工事及び中央小工事契約締結（議会議決）</li> </ul>

## 1 情報漏洩・不正行為について（聞き取り調査結果）

### （1）職員からの情報漏洩

職員による不正行為への関与や情報漏洩の事実は確認できなかった。

### （2）設計委託業者からの情報漏洩

設計委託業者から設計金額に関する情報漏洩の事実は確認できなかった。

### （3）談合等の不正行為について

入札参加業者による談合等の不正行為が行われた事実は確認できなかった。

## 2 調査の過程で判明した情報漏洩等の疑い

### （1）予定価格

- ・ 3件の工事とも設計委託業者が提出した設計金額、町の設計金額、予定価格が同額となっており、結果として、直接予定価格を知らなくても町の予定価格決定の仕組みを承知している者であれば、設計金額から予定価格を推測することが可能であった。
- ・ 設計金額を知ることができた職員等が相当数おり、また、設計金額が記載された書類（起工伺、設計図書、入札指名業者選定調書）の管理も厳格に行われていなかったため、事前に設計金額（予定価格）が外部に漏れた可能性を否定できない。

### （2）入札金額

- ・ 本件工事の落札率は97.9%～99.4%で、町が発注する土木工事等と比べ高い傾向にあると言えるが、同時期に行われた他の自治体の学校施設へのエアコン設置工事入札と比較すると異常に高いとまでは言えない。

### （3）設計金額

- ・ 中学工事入札及び北小工事入札を応札した3者（C社（JV）、D社（JV）、E社（JV））の工事費内訳書で、直接工事費を構成する各工種（中学工事2工種、北小工事3工種）で、それぞれの工種ごとの町設計金額と工事費内訳書記載金額との乖離率（工事費内訳書／町設計書）が同率となっている。なお、上記3者は町の設計情報の入手を否定している。
- ・ C社（JV）の北小工事積算資料及びE社（JV）の中学工事及び北小工事積算資料中、多くの項目で積算単価が町の設計の積算単価と同額になっている。なお、上記2者は町の設計情報の入手を否定している。
- ・ 中学工事及び北小工事における電気設備工事部分の町設計内容と、C社（JV）及びE社（JV）の電気設備工事部分の積算内容が、電気工事専門業者J社から提出された同一内容の見積に基づいていたことが判明している。

- ・ 入札参加業者からの聞き取りでは、積算における単価設定は、国や自治体等の公表単価、市場単価、見積単価、自社が蓄積している単価によっており、同じ業者が見積もることもあるので、設計者の単価設定と同額、近似することはありうるという発言もあった。
- ・ また、同時期に近隣の市町村でも、多くの学校施設でエアコン設置工事が発注されており、各業者にはこれらの工事に係る積算や入札の情報が蓄積されていて、かなり正確に自治体の設計金額を予測することが可能という発言もあった。
- ・ このような事情を踏まえても、前述のように、複数の工種で町積算と同一の乖離率が複数入札者の工事費内訳書で生じている状態は不自然な現象であり、複数の入札参加業者が町の設計金額の内訳に関する情報を事前に入手していた可能性を否定できない。

## V 今後の対応

### 1 公正取引委員会への通報について

調査の結果、情報漏洩や不正行為の疑いのあることが判明したが、すべての関係者が不正・不適切な行為を否定しており、町が行う強制力の無い任意の調査ではこれ以上の事実解明は困難である。調査権限を持つ公正取引委員会に「通報」することが妥当である。

### 2 入札・契約事務等の適正化について

顕在化した課題に対応し、事務の適正化を図るための取組みが必要。

#### (1) 不正行為の予防・防止措置

- ・ 入札執行前の入札・契約関係書類の適正管理の徹底
- ・ 公共工事の入札及び契約関係法令等に関する職員教育
- ・ 不正な働きかけや談合情報等への対応マニュアルの整備 等

#### (2) 適正な設計積算

- ・ 設計積算等チェックの仕組み導入
- ・ 工事費内訳書の審査要領の策定
- ・ 専門性の高い職員の確保、養成

#### (3) 入札制度の改善

- ・ 町内中小事業者の受注機会の確保に配慮した一般競争入札の導入
- ・ 指名競争入札における指名基準の明確化
- ・ 郵便入札の活用や電子入札システムの導入検討
- ・ 入札及び契約の過程に関する情報の公表